令和元年度第１回古河市景観審議会議事録

令和元年 11 月 21 日

古河市　都市建設部　都市計画課

○令和元年度第１回古河市景観審議会議事録

１　日　時　令和元年 11 月 21 日（木）
　　午前 10 時 30 分から午後 12 時 15 分まで
２　場　所　　古河庁舎特別会議室
３　出席者　（委員）
　　松本昭会長、加藤誠洋委員、大山早嗣委員、鷲尾政市委員、小山幸子委員
　　（事務局）
　　大伴都市建設部参事、矢野都市計画課長、峯都市計画課長補佐、
　　亀田都市計画課係長、千野都市計画課主事
４　議　事
・古景諮問第１号 令和２年度 第３回古河市景観賞の事業計画（案）
・古景諮問第２号 令和元年度景観賞作品応募の周知について（案）
・古景諮問第３号 第３回古河市景観賞募集チラシ印刷業務委託デザインについて(案)

５　その他　　連絡事項
６　会議経過　次項以降の通り

午前10時30分開会

【司会】本日はご多忙の中、令和元年度第1回古河市景観審議会にご参集いただき、誠にありがとうございます。私、本日、司会を務めさせていただきます都市計画課課長補佐の峯と申します。よろしくお願いいたします。

なお、開会に先立ちまして、都市建設部長の高橋より、ごあいさつ申し上げるところですが、本日、議会全員協議会に出席していますので、都市建設部　大伴参事よりごあいさつ申し上げます。

【参事】本日はご多用の中、古河市景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本来であれば都市建設部長の高橋よりご挨拶申し上げるところでございますが、議員全員協議会に出席しているため、私よりご挨拶申し上げます。

最近の古河市における都市計画や景観に関する動向として、本年７月に立地適正化計画の届出制度が施行され、集約型都市構造への転換を進めているところでございます。しかし現実には、市街化区域の空洞化が進む一方市街化調整区域での建築行為の増加、太陽光発電施設など景観面に対する配慮のない施設の増加、空き家や耕作放棄地など、規制による誘導が困難な事例が全国的に発生していることについては、国でも問題意識を持ち、解決に向けた取り組みを行っているところでございます。古河市内においても同様の事例が増加してきておりますので、国の施策動向を見ていくとともに、規制や啓発のあり方などを本会委員の皆様のお力添えをいただきながら対応してまいりたいと考えております。

本日皆様にお諮りする議題は３件でございます。いずれも今後の古河市の景観形成の取り組みにかかる重要な案件でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

【司会】次に、本会議が本年度初めての会議となりますので、職員紹介をいたします。

（各自、職と氏名の一言あいさつ）

委員の皆様には、今後ともよろしくお願いいたします。

審議に入ります前に資料の確認をお願いします。委員の皆様には事前に資料を配布しております。次第と表紙が綴られた１ページから30ページの資料、その他資料として１ページから5ページの資料の2点となります。不足しているものはございますか。それでは、次第に則り進めたいと思います。本日、審議会委員5名の内、5名の方が出席しています。『古河市景観条例施行規則第23条第3項』の規定どおり、半数以上の出席がございますの

で審議会は成立していることをご報告いたします。続いて、古河市景観審議会　松本会長よりご挨拶をお願いいたします。

【会長】おはようございます。本日は大変いい天気となりましたので、今日の天気のように、晴れやかに会議を進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【司会】ありがとうございました。　続きまして、諮問書の交付です。『古河市景観条例第26条第2項』により、審議会は市長の諮問に応じ、審議し、その結果を市長に答申することになっております。諮問書を市長代理である矢野課長より松本会長にお渡しいたします。

【課長】古河市景観審議会会長松本昭様、第３回古河市景観賞について諮問させていただきます。古河市景観条例施行規則第21条に基づく古河市景観賞について、古河市景観条例（平成25年3月19日条例第18号）第26条第2項の規定により諮問します。

古景諮問第１号　令和２年度 第３回古河市景観賞の事業計画（案）

古景諮問第２号　令和元年度景観賞作品応募の周知について（案）

古景諮問第３号　第３回古河市景観賞募集チラシ印刷業務委託デザインについて（案）

以上3点となります。よろしくお願いいたします。

【司会】会長にお渡ししました諮問書の写しを、委員の皆様にお配りします。これ以降の進行につきましては、古河市景観条例施行規則第23条第2項の規定により「会議の議長は、会長をもって充てる」と定められておりますので、松本会長に進行をお願いします。

【会長】それでは、景観審議会を始めたいと思います。

本日の会議にてご審議いただきます議事は、非公開情報や個人・法人が特定でき、不利益等を被る情報等に該当しておりませんので、『古河市景観条例施行規則第25条』「会議は、原則として公開するものとする」とあるとおり、公開いたします。なお、本日は、傍聴者及び報道関係者がおりませんので、このまま進めさせていただきます。

続いて、議事録署名人ですが、2名となりまして、私ともう1名は、席順3番の大山委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

【大山委員】はい。わかりました。

【会長】ありがとうございます。それでは、後日、事務局が議事録を作成の上、お持ちいたしますので、ご署名をお願いいたします。

次第6の報告事項と、次第7の議題につきまして、できるだけ早く終わらせ、古河の景観やまちづくりに対して日頃感じていることを議論する時間を最後に少し設けさせていただきたいと思います。諮問に入る前に報告事項について事務局からお願いします。

【事務局】都市計画課係長の亀田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

第２回古河市景観賞まちづくり活動部門受賞団体のホームページ掲載につきまして、私よりご報告させていただきます。

資料１ページになります。古河市景観賞まちづくり活動部門受賞団体のホームページ掲載につきましては、①から④の４団体について広く市民の皆様にその活動を知っていただき、今後も支援していきたいということで、各団体の活動内容の紹介やインタビュー、市民から寄せられた感想などを掲載いたしました。

２ページになりますが、国道３５４号道路大堤美化活動となります。活動内容としては、国道３５４号沿いの美化活動に取り組んでいる団体で、期間ごとに花の種類を変えて咲かせています。掲載後に寄せられた団体からの感想として、手間をかけて育てた花が掲載されよかった。また、ごみの投げ捨ても減っているので、これからも多くの花を育てたいとのお話でした。３ページにはインタビュー内容が記載されておりますが、綺麗な花が咲くことでゴミの投げ捨てが減っていることからも、身近なところの美化活動の大切さを改めて感じられます。

次に４ページになります。シニアボランティアグループとなります。活動内容としては、古河駅を挟んだ南北高架沿いにある四季の径の清掃活動、不法投棄防止のための看板設置など多岐にわたる活動をしている団体です。掲載後に寄せられた団体からの感想として、毎朝、4時に起きて活動しています。ホームページに掲載され喜んでおり、参加していただける方と一緒に活動したいとのことです。５ページにはインタビュー内容が記載されておりますが、通学・通勤前に清掃し、気持ちよく皆さんが学校・会社に向かってくだされば との思いで長年続けられていることは頭の下がる思いです。

６ページになります。古民家山川邸における古河農泊プロジェクトとなります。活動内容としては、築１４０年を超える「山川邸」を舞台とした農泊体験などに取り組んでいる団体です。掲載後に寄せられた団体からの感想として、活動が広く知られ、活動に参加してくれる人が集まれば幸いですとのことです。６ページ下の写真をご覧いただくと、これからもこのような活動が広がるきっかけとなることが感じられます。

８ページになります。諸川谷貝線、八俣幸島土地改良区清掃活動となります。活動内容としては、諸川谷貝線沿道、八俣幸島土地改良区内の清掃や除草作業等に取り組んでいる団体です。掲載後に寄せられた団体からの感想として、活動内容が紹介されみんなの励みになるとのことでした。活動は代替わり後も続けますとのことでした。

９ページにはインタビュー内容が記載されておりますが、清掃活動を約 30 年間という長きにわたって続けさらに代替わりを繰り返して続けていただけることは大変うれしく思います。以上で説明を終了いたします。

【会長】説明ありがとうございました。只今の市からの報告につきまして、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

【委員】古河市のホームページを拝見しましたが、このページにたどり着ける方法がわかりませんでした。トップページには「暮らし・手続き」「子育て・学校」「市政・まちづくり」などありますが、ここから入ることができるのでしょうか。

【事務局】はい。「市政・くらし-まちづくり-まちづくり」の中にあります。都市建設部都市計画課の下にページを作成し、必要箇所にショートカットを設定しています。

【委員】トップページの検索キーに「景観まちづくり」等を入れると検索できたりしますか。

【事務局】はい。検索できます。

【委員】インタビュー記事のホームページのアクセス数等は分かりますか。

【事務局】ホームページを管理しているシティプロモーション課に、アクセス数をカウントしているかどうかを確認し、報告いたします。

【会長】確認後、報告願います。

【委員】このインタビューの目的と実施時期を教えてください。

【事務局】インタビューの時期は、5 月から 6 月にかけて行いました。

【委員】ホームページには、受賞作品紹介として、まちなみ建築部門とまちづくり活動部門が掲載されていますが、インタビューはまちづくり活動部門の団体のみとなりますか。

【事務局】はい。まちづくり活動部門のみとなります。

【委員】それはどうしてでしょうか。まちなみ建築部門の受賞者側もやるべきではないでしょうか。

【委員】建築の設計者等にインタビューするのも一つだと思います。まちづくり活動部門は人の動きや地域の動きがあるので、動きがあるものに対しインタビューを行っているとかでしょうか。

【事務局】このインタビュー記事の掲載は、第 1 回古河市景観賞の受賞作品が決定した際に、〇〇委員からまちづくり活動部門の受賞団体に対しアフターフォローをしていくべき

という意見をいただきましたので、活動団体の紹介、今後の目標や会員を募集しているかなど活動内容を広く周知するために、ホームページを作成しました。

今回の第2回においても、まちづくり活動団体を広く周知するためにインタビュー記事を掲載しました。建築部門のインタビューを載せない理由とはなりませんが、まちづくり活動部門の団体を広く周知するという目的でインタビューを行っております。

【会長】わかりました。他に質問がないので次に進みたいと思います。

ここからが本日の本題で、議題が3つあります。第3回古河市景観賞の事業計画が1つ目、周知が2つ目、印刷業務のデザイン案が3つ目となります。ほとんど内容が重なりますので、すべて一括で説明をしていただいてから、諮問毎にディスカッションをしていきたいと思います。

【事務局】諮問第1号についてご説明いたします。

資料10ページの第3回古河市景観賞事業計画（案）になります。事業計画につきましては、第2回景観賞の時と同じスケジュールとなっております。

令和元年度の事業の流れとなります。5月に活動部門受賞者インタビューを実施し、6月に受賞者インタビューホームページ掲載を行いました。7月に計画案の作成。9月にポスター、チラシの見積合わせを行い、業者の確定、契約を行い作成依頼しました。11月、本日の景観審議会にて、ポスター、チラシ、事業計画の審議となります。その後、データが作成次第、委員の皆様に最終確認をお願いし、3月20日までに担当課に配布物の納入を行います。データ案については、この後の諮問第3号にて説明させていただきます。

令和2年度の流れですが、4月に応募周知を行い、周知用チラシは、市内自治会、行政区に回覧し、5月から応募受付を実施します。（5月1日～6月30日2か月間）8月に第1回景観審議会を開催し、委員委嘱、会長等選任、景観賞応募作品の説明を行います。また、応募作品巡回展を約1か月、古河、総和、三和庁舎にて実施予定となっています。9月に応募作品書類審査、巡回展示アンケート整理を行い、10月に第2回景観審議会にて景観賞審査（午前現地審査、午後受賞作品決定）を実施、12月応募者への結果通知、記念品作成依頼予定となっています。1月に受賞者表彰式参加依頼、表彰式報道参加依頼を行い、2月に表彰式開催予定（上旬ころ） 3月に表彰式、受賞作品をホームページへ掲載予定となっています。なお、参考までに平成27年～30年度事業の経過経緯を裏面11ページに掲載してございます。

続けて、諮問第２号についてご説明いたします。

12 ページになります。景観賞作品応募の周知について（案）となります。作品応募用チラシ、ポスターの作成について、令和元年度の計画案として周知用チラシ配布先は、関係団体、公共機関、受賞団体、坂長さん、道の駅に 1000 枚、市内自治会、行政区に回覧 4500 枚の計 5500 枚の予定となっております。来年度は自治会、行政区へも範囲を広げて周知していきたいと思います。ポスター掲示先は、公共機関、坂長さん、道の駅等に 100 枚掲示予定しております。参考に平成 30 年度の印刷部数と関係団体等への配布部数は資料の通りとなります。

応募掲載事項についてですが、1 点変更となっております。④応募方法について応募用紙は、ホームページからダウンロードして必要事項を記入して応募となる。とします。

13 ページになりまして、注意事項についても、1 点変更となっております。昨年ドローン撮影のもが応募されました。ドローン撮影したものは特定の方しか見ることができないので対象外するとして掲載しました。募集対象については、変更なしとなりまして、記載のとおりになります。

続けて、諮問第３号についてご説明いたします。

14 ページになります。第 3 回古河市景観賞募集用チラシ印刷業務委託デザイン（案）についてですが、チラシのデザインについて、3 社による見積合わせを行った結果、昨年度パンフレット作成業者に決まりましたので契約の締結を行いました。業務内容は、第 3 回古河市景観賞応募用のポスター・チラシデータ 2 種類の作成となっています。印刷枚数については、ポスターA2 判の大きさで 100 枚、周知用チラシは A4 の大きさで 1,000 枚、回覧用チラシは A4 の大きさで 4,500 枚の印刷となります。成果品としてチラシのデータ 2 案を納品していただき本日その案をご審議いただき決定した案にて作成いたします。チラシ案が決まってからポスターの作成となります。

16 ページの案ですが、こちらはホテル山水の北側にあります土壁の塀の景観を案としました。次に 18 ページの案ですが、歴史博物館の前のとおりの景観となっております。裏面にはそれぞれ募集要項として、募集対象、期間、審査及び表彰、応募方法、注意事項などの掲載となっています。案について委員の皆様のご審議を賜ればと思っております。20 ページからは景観条例、実施要項、委員名簿を参考資料として添付しております。

以上で諮問 1 号から 3 号の説明を終了いたします。ご審議をお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。諮問第1号はこれから来年に向けて行う3回目の景観賞の主にスケジュールの話となります。今回は3回目となりますので、過去の2回を振り返り、良かった点は続けていき、改善が必要な点は改善していければ良いと考えます。

第1回目は景観賞の周知の問題もあって応募件数が少なかったですが、第2回目は周知方法を見直し、応募件数を増やすことができました。私が一番良いと思ったことは、第1回目の表彰式は市役所の庁舎内で行われました。一般公開をせずに景観賞受賞式を開催するのではやる意味がないという意見が出たことで、第2回目は景観賞受賞式を一般公開し、市民の皆様と一緒に開催することができました。市の方が頑張ってセッティングをしていただいて無事開催できたことはとても素晴らしいことだと思います。第3回目以降も同様に続いていきたいと思います。第3回目は今までとの変更点や、さらに工夫していく点がありましたら教えていただきたいと思います。

【事務局】第3回では表彰式のパネルディスカッションについて、市長の参加を検討中です。

【会長】ありがとうございます。表彰式の話となってしまいますので、先に事業計画の話をしましょう。

【委員】第2回古河市景観賞の応募件数と受賞件数を教えてください。

【事務局】応募件数は24件となります。内訳は建築部門7件。活動部門は4件。自然風景部門は11件、応募対象外は2件となります。そのうち受賞したものは、建築部門5件、活動部門4件となります。

【委員】3回目についてはどのくらいの応募数を目標としていますか。多数の応募があった場合はありがたいことですが、もし20件、30件と応募があった場合どうするかといった議論は必要だと思います。

【事務局】3回目では、行政区内に周知用のチラシを回覧するため印刷枚数を増やしております。応募件数については来年度にならないとわからないのが現状ですが、20件、30件と受賞作品が出てくると銘板等の記念品の準備が財政的に厳しいのが実情です。

【委員】まちづくり活動部門は賞を出すことが主な目的ではないので、活動に対し、市民の皆様に関心を持ってもらうことが重要だと考えます。たくさんの応募があった場合はうれしい悲鳴です。景観というのは古河にとってとても大切なまちづくりの要素となっておりますので、受賞作品が多くなり、銘板等が足りなくなった場合は予算の補正等で対応すればいいと思います。

【事務局】景観というのは心といいますか、考え方を大切にしていきたいと考えております。たくさん応募があった場合、たくさん表彰していきたいと思っております。現在、予算策定の時期となりまして、景観賞に関する予算を策定中ですが、今回はまちづくり活動部門も銘板で統一しようと考えております。グレードの高い銘板を受賞者に渡すことにより、相手に感じ取ってもらうということが主眼であると思いますので、財政部局に銘板の質を落とさない旨説明しております。

【会長】財政部局には景観審議会からの強い要望があったということを伝えてください。

【委員】景観賞の応募作品が多すぎて銘板が足りなくなったというニュースにしてしまうのもいいと思います。応募作品が少ないよりも多い分には問題ないと思います。

【委員】全体的な流れは第 2 回を踏襲で問題ないと思います。活動部門に関しては、役所側で市内のボランティア団体の数を把握されていると思うので、おおよそ全体の数がわかっていれば、応募件数の想定はできると思います。

前回の審議会でアフターフォローというお話をさせていただきましたが、まちづくり活動に参加したいという方を導いていく窓口になるような、仕掛けも検討していただきたいと思います。ホームページに関しては景観やまちづくりなど、どのようなキーワードでもすぐ見ることができれば、初めて見た人に対してもこういう活動に参加したいと思わせることができると思います。

【事務局】活動部門の窓口になるようホームページを作成してまいりたいと思います。

【委員】スケジュール等は第 2 回を踏襲で問題ないと思います。第 1 回、第 2 回を開催し、第 3 回は応募作品が出てくるか心配です。関係者から候補者に対し景観賞の説明をしていくべきだと思います。

【事務局】建築部門、活動部門に対して、今後は件数が伸びていかないものと考えております。他の案件等で外に出るときに、建築部門、活動部門の候補を見つけ、景観賞の説明をしております。活動部門については候補地が多いですが、建築部門については第 1 回、第 2 回の受賞作品がレベルの高いものとなりますので、その他の対象物を見つけていくのは難しくなっております。委員の皆様におかれましても、候補となりそうな建築、活動団体がありましたら情報をいただきたいと思います。

【委員】景観賞の受賞作品を市民の皆様に知っていただくことは、とても大切だと思います。町がきれいになると町の価値もあがっていくということを景観賞の表彰式で感じまし

た。もし応募作品がたくさんあり予算が足りなくなってしまったら、心のこもった賞状や、出品していただいたパネルなどを渡すことでも十分だと思います。

受賞式の時に感じましたが、市役所の方がたくさん来ておりました。私が想像している倍の人数でした。その思い入れがとてもよいと感じました。

【事務局】大変力強いお言葉をいただきまして、予算を預かる側としては大変ありがたいお話となります。その辺も踏まえ予算面を検討してまいりたいと思います。市の職員に対しても景観賞の周知を今後も続けていきたいと思います。

【委員】まちづくり活動部門に対してですが、第1回、第2回では地縁的団体が多く出てきました。最近では地縁的活動団体ではなく、職能的活動団体、例えば建築士会古河支部のような団体が、仕事ではなく地域のボランティアとして、ブロック塀を生垣に変えることや、広告とか看板を扱う団体で、任意で古河の景観やら美観に対して活動していたりする、やや職能的団体から景観賞の応募があっても、応募対象となるということでよろしいでしょうか。

【事務局】職能的団体活動も応募対象とすることでいいと思います。

【委員】古河に住んでいなくても、例えば週1回古河市に来てゴミ拾いをしていますといった団体に関しても応募対象とすることでよいしょうか。

【事務局】はい。幅広く応募対象としたいと思います。

【会長】わかりました。諮問第1号に関しまして、第3回の古河市景観賞のスケジュールの話となります。来年は8月に令和2年度第1回景観審議会を開催し、応募作品の説明を受け、1,2か月各自で評価を行い、10月の令和2年度第2回の景観審議会で、午前中現地審査を行い、事前審査したものを確認や修正することで受賞作品を決定するというのが前回の第2回の流れとなります。応募作品等が多く、一日で現地審査ができるかどうかといった問題がありますので、この辺は若干流動的かと思います。本来は諮問一つずつに対し答申するものですが、すべての意見交換を終えてから答申するということでよろしいでしょうか。

【各委員】はい。

【会長】続いて諮問第2号となります。タイトルが令和元年度景観賞作品応募の周知についてとなっておりますが、来年度行う景観賞の話となりますので、令和2年度第3回古河市景観賞に係る応募作品の周知についてという議題でよいでしょうか。今年準備をし、周知は来年度ですね。何か質問等ありますでしょうか。

【委員】確認ですが、前回よりもチラシ等の媒体の周知は増やしたと説明がありましたが、配布先等については前回と同様ということでしょうか。前回配布した際に、周知チラシが不足していたなどありましたか。

【事務局】周知先は第2回よりも増やす予定です。周知先には、20枚から30枚配布しておりますが、周知チラシが不足したという声はあがっておりません。また市内行政区に回覧をするために4500枚ほど枚数を増やしております。

【委員】応募方法のところに「応募用紙はホームページからダウンロードし」とありますが、応募用紙は合わせて配布いたしますでしょうか。

【事務局】周知チラシの横に応募用紙を置こうと思います。

【委員】今後の周知のやり方について参考までにお伝えいたします。先日、小山市の方から景観賞の周知チラシが届きました。たまたま小山市で住宅を建築しており、建築確認等でチェックされているのかなと思いました。郵送費とか郵送作業の手間等ありますがそういう手法もあるというのをお伝えいたします。

【委員】ちなみにその建築物はどういった建築物ですか。

【委員】普通の戸建て住宅です。推測ですが、建築確認等の届け出があった建築事務所に案内を郵送しているものだと思います。

【事務局】建築概要書につきましては、ほとんどが民間の検査機関に移ってきております。

古河市では年平均900件ほど出てきております。市で処分する割合ですと2.5%ほどとなります。完了検査に行ければ建物の様子などわかりますが、都度現地に行くのは難しいと思います。概要書を提出しているすべての建築業者に郵送というのは厳しいですが、今後の参考にしていきたいと思います。

【委員】まちなみ建築部門、まちづくり活動部門、自然風景部門と部門が3つに分かれていますが、建築部門と活動部門についてはホームページに掲載され表彰もされます。

自然風景部門については自然だから表彰の対象ではないということもあって、ホームページ等に掲載はされていません。応募者は応募するために風景を写真でとり、その写真を撮影者の作品として応募してきています。表彰されないのならば、少なくともモチベーションを上げるという意味でもホームページに写真を掲載し、撮影者の名前を載せるなどしたほうが、応募者のやる気も出てくると思います。特にカメラ好きな方は。応募周知チラシにホームページに掲載するといった文言を追記することで、応募者のやる気があがるのではないかと思います。

【事務局】確かに自然風景部門は表彰対象ではありません。市内のカメラ好きな方の作品が色々なところに飾ってあります。応募作品をホームページに載せることにより、今後表彰できるような部門への転換などのきっかけとなるように、掲載について検討してまいりたいと思います。ホームページ掲載も一度に乗せるのは時間がかかりますので、数か月に1回更新していきたいと思います。また、立ち入り禁止の場所からの写真や、無理な形で撮ってしまうものに対しては、抑制していきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

【委員】はい。そういうものは排除すべきだと思います。

【事務局】貴重な意見ありがとうございます。写真掲載につきましては、生涯学習課が主催のフォトコンテストを実施していますので、そちらとの調整も必要となってくるかもしれません。

【会長】はい。行政全体の中で調整お願いいたします。

【委員】県内、古河の近郊で景観賞を行っている自治体はどのくらいありますか。また、都市づくりパブリックデザインセンターという公益財団法人がありますが、そこは日本全体の景観のまちづくり情報の発信元となっております。ホームページには景観の講演会の情報や、景観賞受賞式の情報を見ることができます。そこに多くの自治体が景観賞の情報を載せており、全国に向けて発信をするという点からも存在意義を高めるのも重要だと思います。

掲載料などは無料です。UDCといいますが(URBAN DESIGN CENTER) 景観行政団体の横断的連絡状況の一つとして紹介いたします。

【事務局】古河市の周辺の景観賞周辺自治体についてお伝えします。茨城県内は古河市のみとなり、栃木県内、埼玉県内もそれぞれ数か所だったかと思います。都市づくりパブリックデザインセンターへの掲載依頼についても前向きに検討してまいりたいと思います。

【会長】続いて諮問第3号の話に入りたいと思います。印刷業務ということで景観賞の周知チラシの案を二ついただいております。これは二つの案からどちらかを選んでほしいという話でよいでしょうか。

【事務局】はい。選んでいただきたいと思います。

【委員】2案拝見させていただきました。二つともよくまとまっていているのでどちらが選ばれても問題ないと思います。逆に言えば、二つの案が似ているので、案を出すならばそれぞれ毛色が違うものの方が選びやすかったです。

【委員】一つ目の案の今城邸の土壁についてですが、今後どういう形で保存されていくかが非常に難しい問題となっております。この土地の西側にある個人の住宅も趣のある住宅でしたが、所有者が亡くなり、あっという間に取り壊されてしまいました。今後もこの土壁を残し、古河の景観として活かしていただければと思っておりますが、今後のことを考慮すると歴史博物館の案の方がいいのではないかと思います。

【委員】この2案はどちらも古河らしい景観だと思います。案1は民間所有の景観、案2は公共所有の景観となります。民間の所有物はいつ壊されてしまうかわかりません。

古河市の武家屋敷とは？となると必ずここの場所が出てきます。前回の景観賞の表彰式の時に市長には伝えましたが、民間の立派な塀などに対し、補助金を出して修復する自治体はどこもやっているので、補助金を出さないのはとても遅れていると思います。この案1については開発されて取り壊されてしまう可能性があるからこそ、道路からみる景観は共有財産、公益財産となりますので、逆に訴えるというのもあってもいいかと思います。私は〇〇委員がおっしゃったとおり、どちらの案でも問題ありません。

案1の土壁は台風等で壊れても金銭的な問題で、ここ10年近く修繕されておりません。かつて歴史博物館近くの民有地が売却しそうな時も、景観の立場で市が頑張った記憶があります。景観行政の姿勢だと思います。

【委員】古河市ならではの風景ということで、応募される可能性がある景観とも言えます。その点を載せても問題ないのかと議論する必要があると思いますが、景観賞受賞式の周知チラシに篆刻美術館を使用しているのでその点は問題ないと思います。

前の審議会でお伝えしたかと思いますが、景観賞には開催毎にテーマ性を持たせた方がよいと思います。例えば今回の案1でいうと、保存・維持していくということとなります。

いい景観を残すこと、残す意義はなんであるかと考えていくことが、景観賞をやっている背景となります。何のためにこの景観賞をやっているかという趣旨がないので、きちんと明示してあげた方がいいかなと思います。

【委員】案1、案2のタイトルの下に「古河市内の良好な景観を募集します」とありますが、例えばこの文章を「古河らしい景観を将来に伝えるために」といったサブタイトルにすると景観賞を開催するためのメッセージが市民に伝わるということですね。この地区を代表する風景なので、チラシの背景とするのは行政的に問題ないと思います。

【委員】古河市はとてもすばらしい景観があると思います。最近知ったのは篆刻美術館の裏庭に蔵があることを知りました。市民の皆様に是非知っていただきたい蔵でございます。

【委員】皆様のいろいろな意見を聞いて、この景観を将来に残していくために使用するというのも必要だと感じました。

【会長】一通り議論が終わりましたので、諮問毎にまとめたいと思います。私としては基本的には意義はなく、審議会で出された意見を尊重して事務を進めていただければと思います。という内容で諮問に対し答申をしたいと考えております。

諮問第1号ですが、いろいろご意見をいただきましたが、基本的には問題なく、出された意見を十分尊重していただきますようお願いいたします。というような内容で答申をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【各委員】意義なし。

【会長】諮問第1号について、諮問内容に原則意義はありません。審議会で出された意見についてできるだけ尊重したご対応をお願いします。続いて諮問第2号です。これもいろいろ意見は出ましたが、基本的には問題ないので諮問第1号と同様に諮問内容に原則意義はありません。審議会で出された意見についてできるだけ尊重したご対応をお願いします。という内容で答申したいと思いますがよろしいでしょうか。

【各委員】意義なし。

【会長】諮問第3号については、答申内容は3パターン考えられます。1つ目は2種類の案からA案である、またはB案であるとはっきり決定する方法。2つ目は〇〇委員からありました景観賞のメッセージを伝えるテーマを付記していただきたい。3つ目はA案・B案どちらでも問題ないので市の方にお任せする案。景観賞のテーマをどこかに明記してほしいということはお願いしたいと思います。

【事務局】事務局案としましては、A案ということで協議をしております。

【委員】A案でよいと思いますが、A案にした場合に、この画像として問題ないかという議論も必要だと思います。

【委員】例えばポールが入っていない方がよいとかでしょうか。

【委員】はい。そういった内容についてです。この案ですと道路からのまち並みとしての面となっていますが、メッセージを伝える場合に、この塀をもっと強調するのか、またはこのままの構図で、メッセージを追記するのかどうかを確認したいと思います。

【事務局】まだ何のメッセージを追記するのか検討する段階ですので、それによってテーマが変わってきますので、当初のA案から変わってしまう可能性があると考えます。

【委員】道路と塀、後ろの樹木、整備された道等、古河市の風景をこのデザイナーが感性をもって作っていると思うので、塀を強調することはしなくてよいと思います。トータルとしての風景、景観に対して将来残していきたいということが市民の理解を得られるのかなと思います。

【事務局】はい。この写真に沿ったテーマをつけたいと思います。

【会長】テーマの文言は事務局にお任せいたします。諮問第3号としては、A案・B案どちらでもよいが、景観賞のメッセージを付記した上で、A案がより望ましいという主旨で答申するということでよいでしょうか。

【各委員】意義なし。

【事務局】チラシ案につきましてはテーマを追記後、委員の皆様に送付いたします。時期は12月後半から1月を予定しております。

【会長】わかりました。作成のほどよろしくお願いします。

【委員】備忘録としてお伝えします。次回以降の議論になると思いますが、景観を考える上で、古河の景観ってなんだろうって考えたとき、無くなってしまった建物については情報がありません。それが古河の景観をずっと作ってきていたのならば、無くなってしまった建物について、昔のなつかしい写真も一緒に募集してもらったらいかがでしょうか。古河には昔このような建物があったというところからデザインを引っ張ってくるということも設計としてはあります。私が今現在携わっている栃木市の重要伝統的建造物では昔の建物を復元するためにそのような資料が必要となっていますが、なかなか見つからないのが現状です。そういうのは市民の方々の協力が不可欠となっているので、そういうストックを景観賞の中で集めていくのは将来の古河市に必ず役に立つものだと思います。次回以降、討議していきたいと思っております。

【事務局】現在、シティプロモーション課が昔の写真を募集しているので、連携して検討してまいりたいと思います。

【会長】わかりました。続いてその他の2件についてご報告お願いします。

【事務局】その他の説明に入る前に、記念品について説明いたします。受賞者の記念品として昨年までは、まちなみ建築部門は賞状、トロフィー、銘板、まちづくり活動部門は賞状、トロフィーを授与していましたが、来年度は、受賞者へ授与するものを両部門とも賞状と銘板に統一することで考えています。

【委員】まちなみ建築部門には銘板は授与しますか。

【事務局】はい。授与します。今回は活動部門に関しても銘板で統一いたします。
【委員】わかりました。活動部門にも銘板を渡すことは非常にいいことだと思います。
【事務局】その他１につきましては先ほど説明しましたので、割愛させていただきます。
【会長】こちらについては次回の審議会で議論しましょう。
【事務局】次に景観形成事業の取組みについてご説明いたします。2ページになります。8月につくば市都市計画課よりつくば市で開催している「まちづくり支援事業のまちづくり見学会」として、古河市のまちづくり活動の見学をさせていただきたい問い合わせがありました。つくば市では、登録された団体を対象に県内外の活動場所の視察を行うことで、新たなまちづくりの考え方について参考にしてもらうということで今回古河市が見学地となり、日程を調整し、10月20日（日）はなももプラザにて実施しました。当日は、つくば市からの見学者数は、市民12名、市職員2名の参加、古河市は都市計画課で4名参加し、第１回、第２回古河市のまちづくり部門のまちづくり活動2団体が参加しました。古河を美しくする会3名、シニアボランティアグループ3名となります。古河市より古河市のまちづくりについて説明を行い、その後、3ページになりますが、古河を美しくする会代表の田口氏より雀神社の清掃活動、シニアボランティアグループの四季の径の清掃活動について説明をいただきました。その後の質疑の中で公共側は何か団体に支援をしているかとの話がありましたが、財政支援というよりは活動支援をして市民に啓発活動を実施していきたいと伝えたところ、田口様や橋本様からも我々の活動に共感してもらい、その考えが広く市民や団体に浸透していくことを望まれている発言があり、古河市が一体となって景観活動が行われることを伝えることが出来ました。4ページになりまして、第2回受賞のレストランSUNROSEで昼食をとり、昼食後、オーナーの後藤氏より建物の歴史やレストランについての説明をいただきました。場所は、旧日光街道沿いにあり、祖父の代からの古い建物で、祖父との思い出もある建物を壊さず何か利用できないかということで、道路沿いにあった建物を曳家してレストランを開店し、当時の風情があふれる空間として残すことが出来たというお話をいただきました。その後、まちなみ見学として景観形成重点地区周辺（坂長、古河第一小学校、歴史博物館周辺）を説明しながらつくば市の方たちと見学を行いました。つくば市では、開発による新しいまちなみはあるが、古河市のような歴史的資産や自然が残っているところが少ないので、今後景観形成を行う中で、古河市のまちなみを参考して事業を実施していきたとお話がありました。
以上で説明を終了いたします。

【会長】ありがとうございました。年に数回しか会う機会がないので、委員さんから一人1分くらいで古河市の今の景観や街づくりに対して、意見を伺いたいと思います。

【委員】最近の景観審議会は景観賞のみの議論となっていますので、ほかの件についても報告していただきたいと思います。

【委員】つくば市からの視察について、こういう取り組みは非常に重要だと思います。

まちづくり活動の内容を説明するという場というのはなかなかないと思います。景観賞があって表彰したからこそ実現しているものだと思います。茨城県としては古河市のみとなりますが、表彰式が増えてくるということが、非常に重要だと思います。普段見ている町の姿が自分たちにとって誇りになるものだと気付くきっかけとなると思うので、こういう機会でお互い情報を交換しながら、行政同士だけでなく、まちづくり活動をしている方同士の交流会をどんどん増やしていってほしいと思います。景観賞だけでなく、市内の景観賞に応募をしていない活動団体はいっぱいいると思います。そういう人たちを拾い上げるような、窓口として、機能していただけたらと思います。我々も協力していきたいと思います。

【委員】ここ最近2件ほど、古い店、古い蔵が取り壊されました。近年、空き家、空き店舗が増えてきており、空き店舗等をリフォームして、使うことができないか、という相談を受けました。うまく活用できることができたらと思います。

【委員】つくば市の方は何を見て古河市を視察対象としたのでしょうか。

【事務局】つくば市の担当の方が、第2回古河市景観賞の表彰式に来てくださったのがきっかけとなります。

【委員】この視察において市役所の方が協力してくださったと聞いたので、今後の活動の励みになったと聞いております。鈴木路雄さんが町の写真家として、昭和初期からの写真をたくさん撮っており、本まで出していらっしゃるので、今後のまちの活性化に活かせると思います。

【事務局】つくば市の視察では第一小学校を見学いたしました。一小には赤門というものがあり、唐草模様の鋳物でできている門扉が昔ありました。一小を建て替えたときに、歴史博物館にありました、古い写真を元に図面を起こして門扉を復元しました。製法は違いますので、当時と全く同じものは作れませんでしたが、昔の写真を使って再現し、今現在に活かすことができたことで改めて古い写真というのは重要だと認識いたしました。

鈴木路雄さんの写真は拝見させていただいております。昔の古河駅の西口に古い木造の階段が残っていたことが印象的でした。古い蔵とかが壊されている現状においては、本来は財政面の支援をしていくというのが必要となってきますが、難しいのが現状です。

つくば市の視察の参加者は清掃道具など、市側から財政面の支援をしてほしいという意見がありました。古河市の活動団体の意見では清掃道具などの支援はいらないとおっしゃっていただきました。活動の支援を広げていくこと、昔の写真を利用し、後世に伝えていくことなどの意見を活かしながら、今後につながる景観を検討してまいりたいと思います。

【会長】古河は景観のコラボレーションすることが大事だと思います。景観をやることで中心市街地の賑わいにつながると思います。〇〇委員のおっしゃっていた景観審議会は景観賞のみを審議する場ではないということに対し、景観まちづくり、立地適正化計画絡みや、空き家問題などの重要な行政テーマは他にもあると思いますので、それと景観を紐づけて意見交換する場を設けてほしいと思います。

会議資料としまして、景観計画などの基本的な資料や、前回の資料を用意していただきたいと思います。都市計画審議会ですと都市計画法などが参考資料としておかれています。

2番目は参事がおっしゃっていた立地適正化計画や、太陽光、空き家問題はとても重要です。景観というのは自治事務となります。国がどうこうではなく、自分たちでできるので、是非そのような内容で議論していただければと思います。外部の力を借りるともっとお金がかかると思いますので、そのような議題でも景観審議会を開いていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の議題につきましてはすべて終了いたしました。それでは、これからの進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】松本会長には、議事の進行ありがとうございました。委員の皆様方も慎重な審議いただき、ありがとうございました。最後に本日の景観審議会報酬支払日につきまして「振込日：11月29日　所得税控除後の額」になります。ご連絡事項は以上です。それでは、以上で令和元年度第1回古河市景観審議会を閉会させていただきます。委員の皆様には、長時間にわたり大変ありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りくださいませ。

午後12時15分閉会